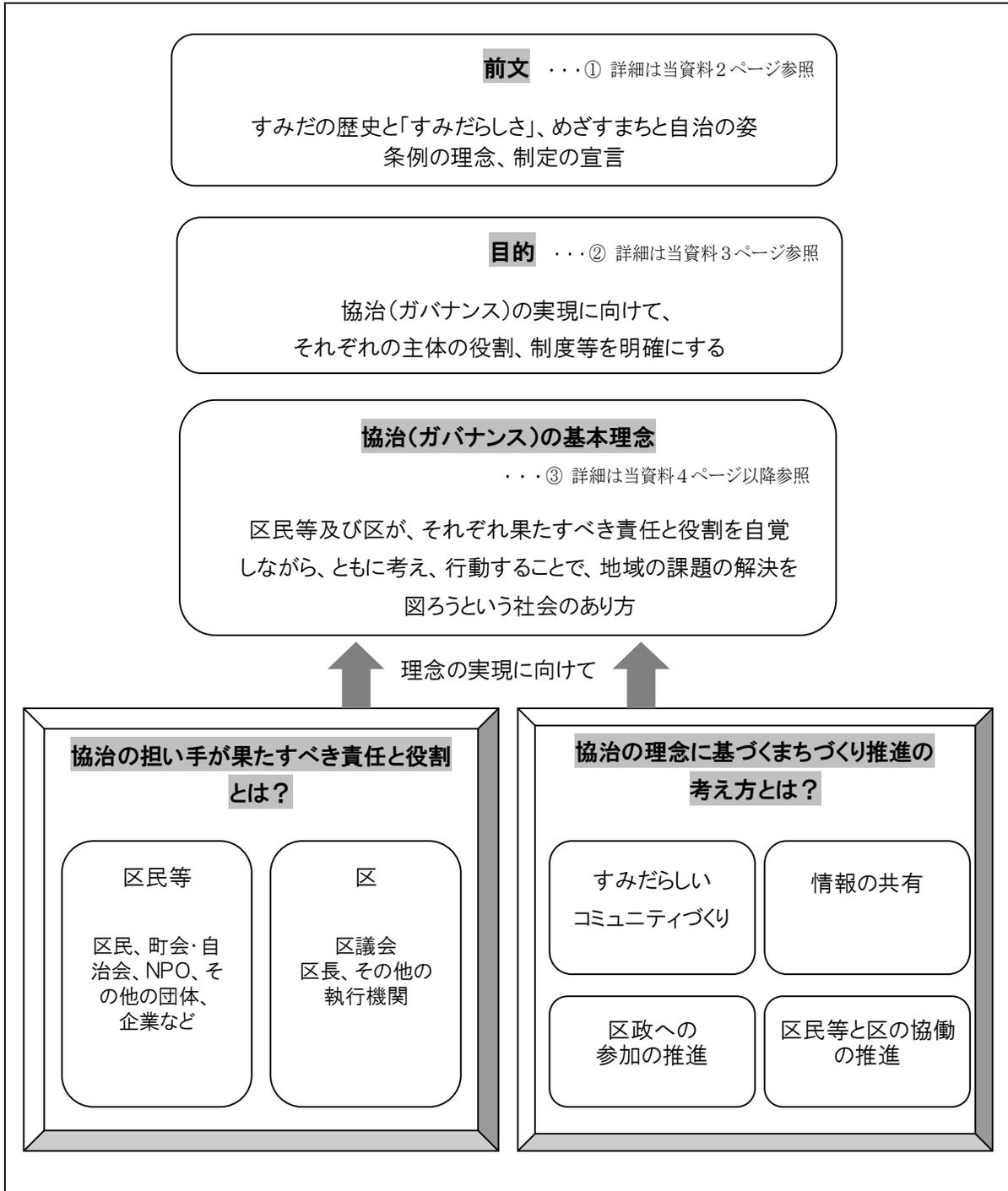


(仮称) 墨田区協治（ガバナンス）推進条例の枠組み・構成（案）



① 「前文」について

1. 「前文」とは

- ・ 題名または目次の次に置かれる。
- ・ 前文も条例の一部。必要に応じて改正が行われる場合もある。
- ・ 必ずしも具体的な効力のある規定ではないが、以下のような理由から置かれる。
 - ① 制定の由来、基本的精神を宣言するため
 - ② 条例がめざす理想を分かりやすく表現するため
 - ③ 各条文の解釈の指針として

2. 他自治体の事例にみる前文の内容

(1) 地勢・歴史

その自治体の地勢や成り立ちを紹介する記述。

<墨田区で想定されるキーワード案>

- ・ 隅田川の水辺、豊かな水と緑
- ・ 歴史、伝統ある文化、粋
- ・ 常に新しい文化を発信してきたまち

(2) めざすまちや自治の姿

まちの将来像、自治の基本理念などを宣言する記述。

<墨田区で想定されるキーワード案>

- ・ コミュニティ、共助
- ・ 協治（ガバナンス）
- ・ 自己決定・自己責任、参画・協働
- ・ 区民の信託に基づく区政
- ・ 人の心が通いあう「やさしさ」「おもいやり」
- ・ 持続可能な地域社会

(3) 条例の目的と位置づけ、制定の宣言

条例の基本的な目的や規定内容を簡潔に表現する記述。

<墨田区で想定されるキーワード案>

- ・ 協治（ガバナンス）を推進するための共通の規範

なお、墨田区の地勢・歴史等については「参考資料1」「参考資料2」、他自治体の条例事例(①前文)については「参考資料3」を参照のこと。

② 「目的」について

1. 条例の「目的」規定とは

- ・ 条例で定める主な内容、全体の骨組みを示し、条例を立法する目的を簡潔に述べるもの。
- ・ 前文にも条例制定の目的を述べる場合があるが、より明確にするために置かれる。

2. (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の目的について

・ 目指すべき条例の方向性（策定方針より再掲）

① 協治(ガバナンス)を推進するための基本的考え方(=理念)を定める

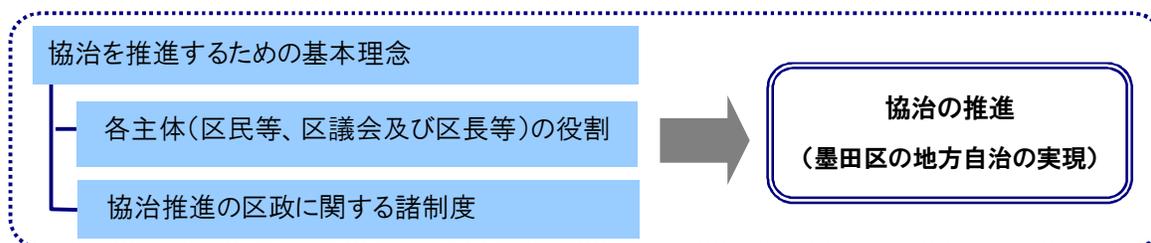
- ・ 基本構想に示している、区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治(ガバナンス)を推進するための基本的な考え方(=理念)を定める。

② 協治(ガバナンス)の各主体の役割をしめす

- ・ 地方自治法の趣旨を踏まえ、協治(ガバナンス)の視点にたって、区民の権利及び責務をはじめ、区長及び執行機関等の責務など、各主体の役割について明らかにする。

③ 情報共有・区民参加等の手続きを集大成する

- ・ これまでも情報公開、審議会への公募委員の募集、パブリックコメント制度の基準の作成など、区政の透明化・区民参加を進めてきたが、それら個別に定めていたものを一定のルールとして条例化し、集大成する。



【条例の主な内容（枠組み）と目的について】

3. 参考 ～「地方自治」とは～

- ・ 日本国憲法第92条において「地方自治の本旨」が規定され、それを受けて地方自治法が制定されている。
- ・ 一般的に、「地方自治」は「住民自治」と「団体自治」からなるとされている。

住民自治とは

住民自治とは、地方自治の本質的要素と言われる。自治体運営は住民自身の意思と責任のもとに行わなければならないという考え方を示す。

団体自治とは

一方、団体自治とは、地方自治の法制度的要素と言われ、住民自治を実現するために、国から独立した自治体を設け、自治体自らの意思と責任のもとで自主的・自立的な自治体運営が行われなければならないという考え方を示す。

なお、他自治体の条例事例(②目的)については「参考資料4」を参照のこと。

③ 「協治（ガバナンス）の基本理念」について

1. 「基本理念」規定とは

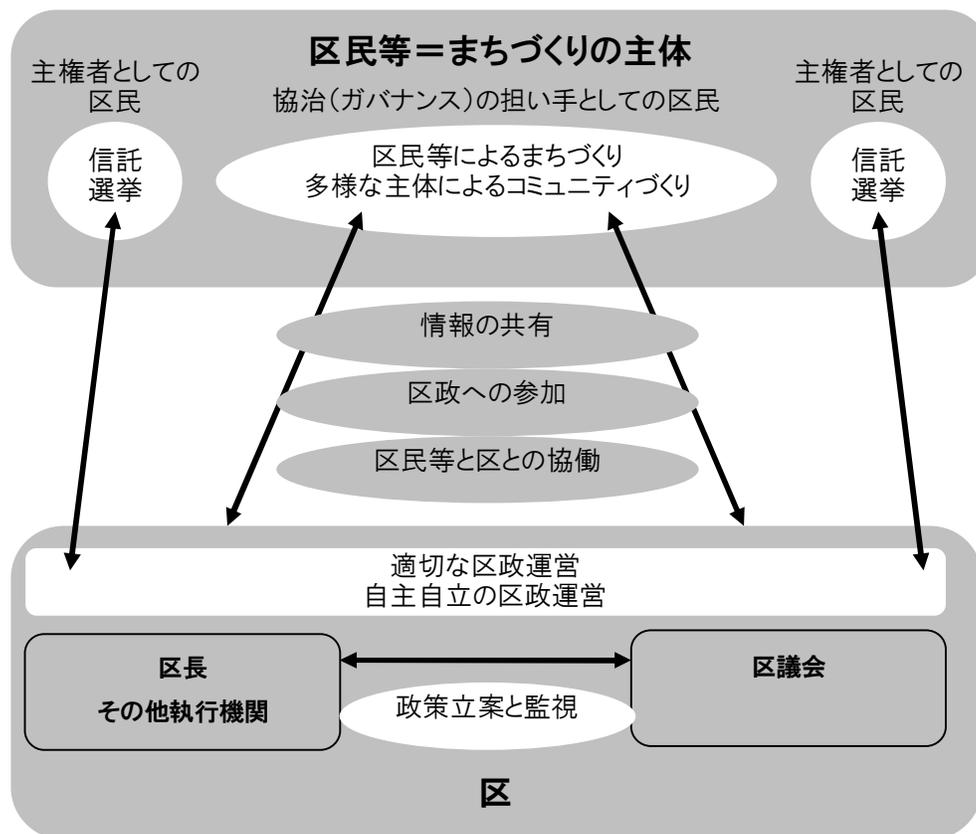
- ・ 一般的には、その条例の運用上の指針を規定するもの。
- ・ 自治基本条例など、地方自治に関する条例では、まちづくりの目標やすすめ方を明らかにするため置かれる例がある。
- ・ 前文にも同様の内容が記述される場合が多く、重複を避けるため「基本理念」規定は不要とする考え方もあるが、多くは、前文との重複を避けつつ、より具体的かつ簡潔にまとめられている。

2. (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の基本理念について

(1) 協治(ガバナンス)の基本理念(「墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり」報告書より)

区民等及び区が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方。

(2) 基本理念実現にあたっての各主体の関係



【各主体の関係】

● 情報の共有

- ・ まちづくりに関する情報は区民及び区との共有の財産であり、これらの情報共有は、区政への参加、協働の前提となるものである。
- ・ 情報共有とは、区からの一方的な情報提供だけでなく、区民も多くの情報を持つ主体として情報を発信し、相互に情報を共有しあう概念である。

情報共有の理念(墨田区情報公開条例からの抜粋)

「(目的)

第1条 この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の区政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、区政情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、墨田区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、一層開かれた区政の実現を図り、区政に対する区民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。」

● 区政への参加

- ・ 区政は、区民からの信託に基づくものであり、区民の参加の権利が保障されなければならない。

● 区民等と区の協働

- ・ 様々な地域課題を解決するために、区民と区など地域に関わる多様な主体の協働により、まちづくりが行われる。

なお、他自治体の条例事例(③基本理念)については「参考資料5」を参照のこと。